

第3回佐呂間町議会定例会 第1号

令和2年9月23日（水曜日）

○議事日程

議長諸般の報告

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 町長所信表明及び行政報告
- 4 報告第 1号 健全化判断比率及び資金不足比率について
- 5 認定第 1号 令和元年度佐呂間町各会計歳入歳出決算認定について

○出席議員（10名）

1番 山内一弘君	2番 高橋紀久君
3番 船木司君	4番 土田剛君
5番 小松正義君	6番 加賀屋修君
7番 佐藤昭男君	8番 但木早苗君
9番 三田真美君	10番 吉野正剛君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	武田温友君
会計管理者	海辺雅裕君
総務課長	玉井伸一君
総務課長補佐	藤原幹也君
企画財政課長	久米修一君
企画財政課長補佐	山原光広君
企画財政課長補佐	土本千晶君
町民課長	渡部りよ子君
保健福祉課長	兼平茂雄君
保健福祉課参事	斎藤博君
農務課長	中村直樹君
経済課長	菊地秀喜君
建設課長	桑島孝之君
建設課参事	鶴田俊洋君

愛の園園長	片岡満之君
保育所長	安藤藤誠司君
教育長	仲川倫則君
管理課長兼	
学校給食	永野正君
センター所長	
社会教育課長兼	
武道館・温水	土門武史君
プール館長	
図書館長	林洋樹君
農委事務局長	中村直樹君
代表監査委員	川又則之君

○出席事務局職員

事務局長	鈴木英樹君
庶務係長	飯田篤史君

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- 議長（吉野正剛君） ただいまの出席議員は10名であります。  
定足数に達しておりますので、令和2年第3回佐呂間町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

- 議長（吉野正剛君） これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

- 議長（吉野正剛君） この際、諸般の報告を行います。  
事務局長。
- 議会事務局長（鈴木英樹君） 諸般の報告をいたします。  
本日の欠席及び遅参届出等の議員はございません。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。  
本定例会に提出された議件は、理事者よりの提出案件、議案11件、諮問1件、認定1件、報告1件です。  
本定例会に議案等説明のため出席を求めた者及び委任を受けて出席する者、別紙お手元に配付のとおりです。  
9月9日実施しました例月出納検査の結果について監査委員より報告がありました。お手元の議案につづり込みのとおりです。  
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、令和元年度佐呂間町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書の提出がありました。別紙お手元に配付のとおりです。  
前議会以降における閉会中の議会の動向につきましては、別紙お手元に配付のとおりです。  
以上です。
- 議長（吉野正剛君） これで諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（吉野正剛君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、6番、加賀屋議員、7番、佐藤議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

- 議長（吉野正剛君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から10月2日までの10日間にしたいと思いません。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉野正剛君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から10月2日までの10日間に決定をいたしました。

### ◎日程第3 町長所信表明及び行政報告

○議長(吉野正剛君) 日程第3、町長から所信表明及び行政報告の申出がありました。

これを許します。

町長。

○町長(武田温友君) 佐呂間町長としまして初めての町議会ということでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日ここに、佐呂間町議会第3回定例会が開催されるに当たりまして、町長就任のご挨拶と私の町政執行に対する所信を申し上げる機会をいただいたことは深く感激であり、光栄であります。

それでは、私の所信表明を述べさせていただきます。

私は、このたびの町長選挙におきまして、多くの町民の皆様のご支援を賜り、人も自然も大好きな佐呂間町の今後4年間の町政を担わせていただくことになりました。諸先輩が築き上げられた佐呂間町をさらに発展させるために、私に課せられた使命の大きさと重責を厳粛に受け止め、町政発展のため全身全霊で取り組んでまいる所存であります。

さて、平成から変わった令和の時代も2年目を迎え、本来ならば東京オリンピックを開催する輝かしい年を迎えるところでありましたが、世界的な新型コロナウイルス感染症の影響によって、日本経済はインバウンド需要の減少や世界経済の下振れを背景に大幅に落ち込んでいる状況が続いております。

新型コロナウイルスは依然として終息のめどが立っておらず、新型コロナ後の世界を築いていかなければならない、大きな時代の転換期を迎えていると言っても過言ではありません。

また、折しも、内閣府の「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」が令和元年12月に、新型コロナ対策を含めた「まち・ひと・しごと創生基本方針」が令和2年7月に閣議決定となり、新たな日常に対応した地域経済の構築と東京圏への一極集中の是正の方針など地方創生の政策の方向が示されました。

この中には、ICT技術の医療、福祉、教育などへの活用や、関係人口の創出、拡大等による地域とのつながりの構築などの項目が含まれており、まさしく今、これから佐呂間町が取り組んでいくべき政策と重複するものであります。

私は、佐呂間町で生まれ、佐呂間町で育てられ、佐呂間町に40年間奉職し、佐呂間町への郷土愛は誰にも負けないと自負をしておりますが、このような極めて厳しい状況の中で、

町民の皆様の負託をしっかりと受け止めて山積する諸課題に立ち向かい、前例にとらわれることなく、以下の7つの基本政策の下「新しい佐呂間町の未来をつくるまちづくり」に全力で取り組んでまいります。

1. 医療体制と予防医療の充実
2. 福祉・子育て環境の充実
3. 教育・文化の充実
4. 情報技術（ICT）の積極的活用
5. 地域基幹産業の活性化
6. 町民が主役で暮らしやすいまちづくりの推進
7. 人口減少の克服

具体的には、

#### 1. 医療体制と予防医療の充実

町民の皆様が住み慣れた地域でいつまでも健康で安心して生活できることが一番の幸福であります。そのためには何といたっても町内の医療体制が充実していなければなりません。

このために、町立診療所クリニックさろまを一次医療の核として、オホーツク管内の中核医療機関との医療情報の共有連携を強化することにより、より円滑な救急搬送受入れと迅速的確な治療を可能にするとともに、在宅高齢者等の機能回復訓練や介護予防事業などにおいてクリニックさろまと家庭を結ぶ遠隔連携システムの整備を図ります。

また、佐呂間町若佐歯科診療所に最新の歯科治療機器を導入することにより効率的な診療体制を整備するとともに、高齢者の口腔機能低下を予防する事業を推進してまいります。

#### 2. 福祉・子育て環境の充実

福祉の定義は子育て対策から高齢者対策まで幅広い分類がありますが、一番の課題は高齢者福祉対策であります。

佐呂間町の高齢化率は8月末現在で38.9%と全道的にも高い比率となっておりますが、その中でも年々顕著になってきているのが高齢者世帯、独り暮らし世帯の増加であります。

さらには、健康寿命の延伸により、85歳を超えるご長寿高齢者世帯も増加しており、背景的な介護人材不足も相まって、高齢者の在宅支援の強化が喫緊の課題となっていることから、高齢者の健康維持や介護予防を含めた在宅支援を早急に進めていかなければなりません。

このために、在宅高齢者を対象とした高齢者生活相談支援員の配置や生活支援機能が整った高齢者住宅の整備を図ります。

さらには、85歳以上の高齢者と自動車運転免許証返納高齢者を対象にした無料ハイヤー利用制度と、家族等の送迎者がいらっしやらない高齢者が救急搬送時に入院とならず自宅へ帰される場合や、医療機関への入退院時などにハイヤー運賃の一部を助成する制度を創設いたします。

子育て支援対策としましては、母子手帳の機能を持ち、予防接種、子育て支援事業の周知や育児相談などに対応したモバイルアプリケーションや、児童館通所児童の半数を超える放課後児童クラブ利用児童の通所確認ができ保護者との連絡が可能なモバイルアプリケーションの導入など、スマートフォンを活用した子育て環境の整備を図ってまいります。

### 3. 教育・文化の充実

教育は心身両面にわたって人間形成に作用する精神的影響の根幹をなすものであり、学びは誰もが公平に受けられるものでなくてはなりません。

佐呂間町の将来、日本の将来を見据えたときに教育の重要性は改めて申し上げるまでもありませんが、佐呂間町に生まれ育った子供たちには佐呂間町への郷土愛を持って人間性豊かに成長してほしいと願っております。

中でも小学校、中学校は学校教育法で市町村に設置が義務づけられた学校であり、日本国憲法第26条第2項では義務教育の無償化が定められております。しかし、学校給食法の中で教育の一環として位置づけられている学校給食は費用の一部が保護者負担となっておりますが、義務教育無償化の理念と少子化が顕著な中での子育て支援対策や、特色ある地域教育の推進を目指して佐呂間町内の小学校、中学校における学校給食費を無償化にいたします。

学校給食費を無償化することによって経常歳入に大きな減額が生じることとなりますが、無償化の財源にはふるさと納税などの特定財源を充当して、町の財政運営に影響なく実施してまいり所存であります。

また、町内唯一の高等学校である北海道佐呂間高等学校は北海道立校ではありますが、地域校として町に欠かすことのできない高校であり、以前からも支援を行っておりましたが、年々入学者数が減少している状況を鑑みたさらなる支援対策として、佐呂間高校から4年制大学への進学者に対して年間50万円の給付型奨学金支給の制度を創設いたします。

制度創設の理由といたしましては、保護者などの所得格差によって人生の選択肢が狭められる時代背景ではなく、大学を卒業することによって卒業任用資格が得られる専攻や大学卒業を採用条件にしている企業もあるなど、地元の佐呂間高校があったからこそ夢がかなえられたという若者が、次の日本の社会をつくっていくという一助にする思いを込めたものであります。

文化芸術、スポーツ事業などの社会教育におきましては、講演会や芸術鑑賞など学びの機会を活性化してまいります。

### 4. 情報技術（ICT）の積極的活用

令和2年度中に全町に整備が予定されている光ファイバー回線は情報過疎地解消に向けた最大の手段となるものであります。高速通信網の整備によって、双方向型の遠隔通信が可能となり、教育、福祉、医療対策などでの活用だけでなく、移住・定住対策でも大きな効果が期待できることから、関係機関連携の下積極的な活用を推進してまいります。

### 5. 地域基幹産業の活性化

佐呂間町の基幹産業である農業、漁業は、これを支える各種企業団体を含めて安定した形態が確立された、ほかの町に誇れる産業基盤になっております。しかし、恒常的な労働力不足や後継者対策などの課題を抱えている実態があります。

農業においては、土づくりを基本にした作付農産物の輪作体系が維持できる安定的かつ効率的な農作物栽培の体系づくりに積極的な支援をし、後継者対策や就労者の確保に向けても関係団体と連携して支援を進めてまいります。

漁業においては、日本の漁業を支えるホタテ養殖漁業が将来的にも安定した経営が続けられるよう、さらなる発展を目指した漁港、作業施設などの基盤整備に支援を継続するとともに、「宝の湖」サロマ湖が未来永劫に水産資源が豊富な湖であり続けられるよう積極的な支援をしてまいります。

林業においては、継続的かつ計画的な森林管理によって活力ある森林体系を維持してまいります。

商工業においては、人口の減少に伴い地域経済の停滞が続き、さらに、コロナ禍の影響を受けて購買力の低下が見受けられることから、町内購買力確保に向けたプレミアム付き商品券事業を継続するとともに、全国的にも先駆的事业である佐呂間町サポーターズ倶楽部事業をさらに進展させて、消費拡大を図ってまいります。

さらに、佐呂間町の農畜産物、水産加工品などの魅力ある豊富な商品をインターネットの活用により全国にPRするとともに、国内の地域間物流交流の推進による特産品の販売を拡大してまいります。

また、商工業活性化事業補助金の対象事業を拡大して、制度活用の推進による商工業の活性化を図ってまいります。

佐呂間町の観光対策としては、既存の観光施設を整備して佐呂間町の魅力を全国に発信するとともに、町内の資源を生かした体験型観光や教養型観光を推進してまいります。

## 6. 町民が主役で暮らしやすいまちづくりの推進

今回の町長選挙活動を通して、多くの町民の皆様からたくさんのご意見をいただきました。町民の皆様はそれぞれ佐呂間町に対する熱いお考えをお持ちであり、それを町政に組み入れていく、その一つ一つに議論を重ねていくことの大切さを痛感いたしました。これは選挙のときだけではなく、継続していくことが「佐呂間町民の皆様が主役の対話のまちづくり」であります。

世代を超えてまちづくりへの関心を高めていただき、まちづくり懇談会などを通じて町民の皆様の声をまちづくりに反映していく機会を多くつくっていき、相互理解の下に町民と行政の協働によるまちづくりを進めていかなければなりません。

地域人口の減少や高齢化によって地域活動に大変苦勞されている地区も見受けられますが、改めて地域連帯の絆を深めるための地域コミュニティー活動への積極的な支援を進めてまいります。

さらに、住みよいまちづくりに向けた生活環境等の整備促進を進め、自然災害の減災対策

も推進してまいります。

## 7. 人口減少の克服

佐呂間町の人口は昭和28年の1万6,801人をピークに年々減少を続け、令和2年8月末現在では5,015人にまで減少しております。

人口減少の克服は、佐呂間町の存亡に関わる課題であり、加速する人口減少をいかに食い止めるかに佐呂間町の未来がかかっていることから、関係する産業団体等との連携を図りながら、インターネット等を活用して佐呂間町への人の呼び込みを積極的に行い、併せて移住・定住に向けた住宅対策を推進してまいります。

また、今年9月2日現在の会員数が2,876名に上る佐呂間町サポーターズ倶楽部事業を推進することにより、交流、関係人口の拡大から移住・定住への発展を進め、情報発信の専門性が高い人材の確保を含めて、人口減少の克服対策に積極的に取り組んでまいります。

「子どもたちには夢と希望を、働き盛り世代の方には佐呂間町で働く誇りを、高齢者の方にはいつまでも住み慣れた家で暮らせる安心を。」

地方自治の本旨である町民福祉の向上と、佐呂間町のさらなる発展に向けた新しい佐呂間町の創造に全力で取り組んでまいります。

以上、町政運営に当たっての基本的な考え方を述べさせていただきましたが、私自身、まだまだ未熟であると自覚をしつつ、町民の皆様、そして議員各位のご支援、ご協力を切にお願い申し上げます、町長就任に当たっての所信表明とさせていただきます。

何とぞ、よろしく願いいたします。

続きまして、前臨時町議会以降の行政報告と提出案件についてご説明申し上げます。

初めに、農作物の生育及び収穫状況等についてであります。6月後半は長雨、7月、8月は少雨であったものの平均して気温が高く推移したことから、農作物の生育は平年より進んでいるところであります。主力作物の秋まき小麦については、8月5日に収穫作業を終了しており、6月にひょう被害が一部であったものの、本年は小麦なまぐさ黒穂病の発生もなく、昨年に引き続き豊作とのことであります。収穫時期を迎えているカボチャにつきましても、昨年並みの収量を見込んでいるとの報告を受けております。基幹作物のビートにつきましても順調に生育し、8月の小雨により生育が停滞しておりますが、病虫害の発生も少なく、今後の安定した天候を願うところであります。飼料作物につきましては、牧草の1番草収穫は6月の長雨により収穫が遅れたものの収量は平年並みでありましたが、1番草の刈り遅れと少雨、高温の影響から、2番草は低収量となっております。デントコーンにつきましては、9月8日から収穫が行われておりますが、生育は良好で例年並みの収量見込みであるとの報告を受けております。

次に、酪農、畜産関係の受託乳量についてであります。生乳生産は平成30年度から大規模農業法人の搾乳牛増頭が進んだことから増加していますが、本年においてもさらに増加傾向にあるとのことであります。個体販売につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により牛肉価格は前年を下回っておりますが、豚肉価格につきましては家庭消費

増により前年を上回っているとのことであります。乳牛の市場価格につきましては、下落傾向にありますが、依然高値で取引されているとのことであります。

次に、漁業についてであります。ホタテ採苗事業は順調に進み、数量は十分確保できる見込みであるとの報告を受けております。外海ホタテ漁業は、D海区で1万トンの漁獲計画に対し、6月の1隻20トン体制から現在は25トン体制で操業し、9月14日時点で6,729トンと計画の67.3%を水揚げしております。オホーツク海全体では、昨年度実績31万7,000トンに対し、本年度31万1,000トンと対前年比98%の計画で操業しております。浜値は、キロ単価123円の計画に対し、平均単価125円で推移しており、おおむね計画を達成できる見通しであります。新型コロナウイルス感染拡大による消費低迷、市場価格の変動など、今後の市場及び輸出動向を注視しているところであります。生産増となったホタテ加工製品は、歩留りがよく、昨年を上回る見通しであります。養殖ホタテ漁業の漁獲量は、昨年より若干小型傾向となっておりますが、おおむね計画どおり1,700トンが見込まれております。マス小定置網漁業は、9月5日で終了しており、漁獲量は対前年比350%の217トンとなっております。また、サケ定置網漁業は、例年どおり9月4日から操業しており、現在のところ98トンの水揚げがあり、11月中旬まで大定置網1か統、小定置網1か統が敷設される予定です。本年のオホーツク海中部地域のアキサケ来遊予想は前年対比131%と見込まれ、今後の漁獲に期待しているところであります。

次に、公共事業の執行状況についてであります。令和2年度町が執行を計画しております主な工事と委託の事業件数につきましては64件で、事業費の総額は9億700万円を予定しております。現在までの発注状況につきましては56件で7億2,900万円であり、発注率は件数では88%、金額では80%となっております。現在各町道や公共施設などでの改修工事が着手、着工しておりますので、町民の方々には何かとご不便をおかけいたしますが、ご協力のほどをお願いしたいと思っております。

次に、後期高齢者医療制度における高額介護合算療養費の過大支給についてであります。後期高齢者医療制度及び介護保険における1年間の自己負担額の合計額が高額になった場合の負担軽減のため、限度額を超えた場合に介護保険及び後期高齢者医療制度から支給される高額介護合算療養費制度において、平成30年8月から令和元年7月までの支給分が正しい金額より多く算定されている状況であることが判明いたしました。高額介護合算療養費の介護分の自己負担額の算出は、毎月算定し、個人に支給している高額介護サービス費分等を差し引いて年間自己負担額として計上し、算出するところ、差し引いていない金額を北海道国民健康保険団体連合会へ報告をしていたことから、北海道後期高齢者医療広域連合（広域連合）で算定した高額介護合算療養費が本来の金額より多く算定され、6月30日及び7月30日に支給されました。現在広域連合による再計算の結果待ちとなっておりますが、この過大支給による対象者は約67世帯71名、返納総額は約50万円と予測され、広域連合に国保の対象者から過大支給分を返納する必要が生じることから、正式な対象者と返納金額が決定次第、改めて詳細と対象者への対応などについてご報告をさせていた

だきたいと存じます。今回の過大支給により返納が生じてしまった方々にはこのような事態を発生させましたことを深く反省するとともにおわび申し上げ、再発防止に向け確認体制などの組織体制強化に取り組み、対象者には誠心誠意説明し、理解を得たいと考えておりますので、本件についてご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

次に、本定例会に提案した提出案件の概要についてご説明申し上げます。提出案件は、議案11件、諮問1件、認定1件、報告1件であります。予算の補正提案につきましては、令和2年度佐呂間町一般会計補正予算、令和2年度佐呂間町公共下水道特別会計補正予算、令和2年度佐呂間町介護保険特別会計補正予算、令和2年度佐呂間町後期高齢者医療特別会計補正予算の4件であります。次に、条例の制定及び一部改正についてであります。条例の制定については佐呂間町防災行政無線の設置及び管理に関する条例の1件であります。条例の一部改正につきましては、佐呂間町税条例の一部を改正する条例の1件であります。次に、規約の変更につきましては、北海道市町村職員退職手当組合格約、北海道市町村総合事務組合格約、北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の3件であります。次に、計画の策定及び計画の変更についてであります。計画の策定については第5期佐呂間町総合計画の1件であります。計画の変更につきましては、佐呂間町過疎地域自立促進市町村計画の1件であります。次に、諮問につきましては、人権擁護委員候補者の推薦についての1件であります。次に、認定につきましては、令和元年度佐呂間町各会計歳入歳出決算認定についての1件であります。次に、報告につきましては、健全化判断比率及び資金不足比率についての1件であります。

以上であります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉野正剛君） これで所信表明及び行政報告は終わります。

#### ◎日程第4 報告第1号

○議長（吉野正剛君） 日程第4、報告第1号 健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（久米修一君） 報告第1号をご説明いたします。

報告第1号 健全化判断比率及び資金不足比率について。

（朗読部分記載省略）

健全化判断比率と資金不足比率につきましては、令和元年度佐呂間町一般会計の決算に基づく健全化判断比率と公営企業会計に関連する2つの特別会計の資金不足比率であります。

最初に、健全化判断比率についてであります。実質赤字比率につきましては、一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すもので、一般会計の歳入総額から歳出総額を差し引いた実質収支額の標準財政規模に対する比率であり、本町は実質収支額が黒字

となることから、赤字比率としては現れてきません。次の連結実質赤字比率につきましては、佐呂間町全ての会計の収支を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すもので、一般会計と6特別会計を合算した実質収支額の標準財政規模に対する比率であり、これも本町は全会計において実質収支額が黒字となることから、赤字比率としては現れてきません。次の実質公債費比率につきましては、借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すもので、一般会計が負担する元利償還金や公営企業会計関連の元利償還金に対する繰出金など、標準財政規模に対する比率の3か年平均であり、18%を超えると起債の借入に際して国の許可が必要となり、25%を超えると単独事業に係る起債が制限されます。本町につきましては6.4%であり、前年度の6.1%から0.3ポイント上がっておりますが、これは分母となる標準税収入額等の減により標準財政規模が減少したことが要因です。将来負担比率につきましては、一般会計の借入金や将来支払っていく可能性のある負担金など、令和元年度末時点での残高の程度を指標化し、将来の財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すもので、この比率が高い場合は今後の財政運営が圧迫されるなどの問題が生じる可能性が高くなります。本町につきましては、将来負担額に対して控除できる基金の額や地方債残高に係る地方交付税措置額の合計が大きいため将来負担額が確保されていることとなり、比率としては現れてきません。本町の財政規模に応じた各比率の早期健全化基準は、括弧書きで記載のとおりであります。

次に、資金不足比率について説明いたします。この資金不足比率につきましては、公営企業会計に係る資金不足比率でありまして、本町では簡易水道特別会計と公共下水道特別会計が対象となります。公営企業の資金不足を料金収入等の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すもので、備考欄に記載しております経営健全化基準20%以上となった場合は会計ごとに経営健全化計画を策定し、国、道に報告しなければならないものであります。公営企業会計に関する本町の特別会計2会計ともに令和元年度決算に基づく資金不足は生じておりませんので、比率としては現れてきません。

なお、監査委員の意見といたしまして、別冊のとおり令和元年度佐呂間町財政健全化審査意見書と令和元年度佐呂間町経営健全化審査意見書が提出されておりますので、後ほどご照覧願います。

以上で報告を終わります。

○議長（吉野正剛君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

これで本案は報告済みとして、報告を終わります。

◎日程第5 認定第1号

○議長（吉野正剛君） 日程第5、認定第1号 令和元年度佐呂間町各会計歳入歳出決算認

定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

会計管理者。

○会計管理者（海辺雅裕君） 認定第1号をご説明いたします。

認定第1号 令和元年度佐呂間町各会計歳入歳出決算認定について。

（朗読部分記載省略）

令和元年度佐呂間町各会計決算報告書により説明いたしますので、最初のページ、各会計決算額調（総括表）をお開き願います。

（朗読部分記載省略）

なお、監査委員より令和2年9月1日付で令和元年度佐呂間町各会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書が提出されておりますので、後ほどご照覧願います。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉野正剛君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第1号については、議長及び議会選出の監査委員を除く8名の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、地方自治法第98条第1項の権限を委任し、これに付託して審査することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、本件については、議長及び議会選出の監査委員を除く8名の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、地方自治法第98条第1項の権限を委任し、これに付託して審査することに決定をいたしました。

お諮りします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定によって、お手元にお配りをいたしました名簿のとおり指名したいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会の委員は、お手元にお配りをいたしました名簿のとおり選任することに決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時46分

○議長（吉野正剛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（吉野正剛君） これから諸般の報告を行います。

休憩中に決算審査特別委員会が開催され、委員長に船木委員、副委員長に土田委員が選任されました。

これで諸般の報告を終わります。

◎休会の議決

○議長（吉野正剛君） お諮りします。

決算審査及び一般質問取りまとめのため、9月24日から28日までの5日間、休会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、9月24日から28日までの5日間、休会とすることに決定をいたしました。

◎散会の宣告

○議長（吉野正剛君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会をいたします。

散会 午前10時47分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議長

署名議員

署名議員